

指定連絡先用

すまいる住宅について



目次

1 「すまいる住宅」とは.....	1
2 すまいる住宅での区の支援.....	1
3 「電球による見守り」の準備.....	2
4 入居中の注意事項	3
5 退去する場合	3
6 連絡・問合せ先	4



文京区

福祉住宅サービス

令和7年4月作成

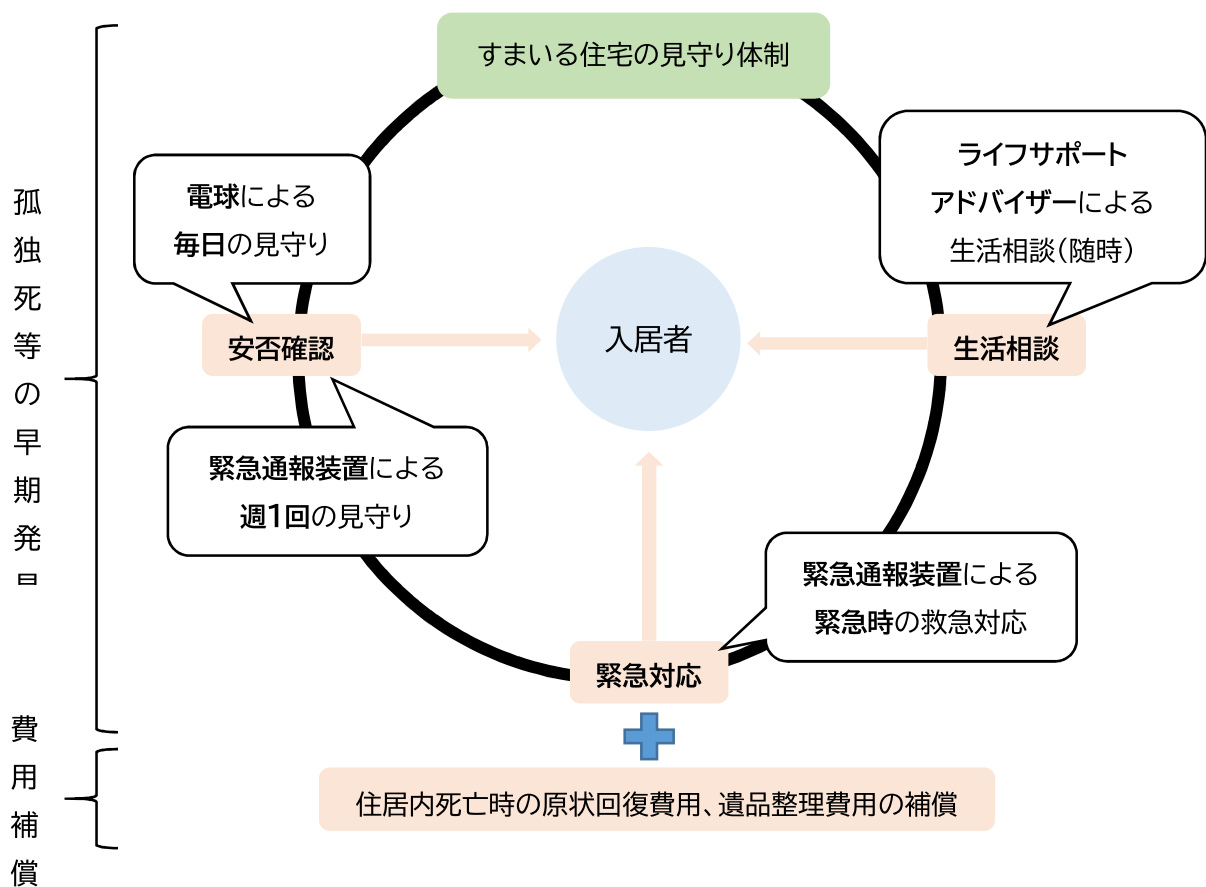
1 「すまいる住宅」とは

「すまいる住宅」は、住宅の確保に配慮を要する高齢者・障害者・ひとり親世帯（以下「高齢者等」という。）の入居を拒まない民間賃貸住宅として、住宅オーナーにより区に登録された住宅です。

高齢者等が民間賃貸住宅への入居を拒まれる要因として、住居内での不慮の事故に対する住宅オーナーの不安等があります。こうした住宅オーナーの不安を軽減し、入居される方が安心して住み続けられるように、区では「すまいる住宅」の入居者に対して、「安否確認」「緊急対応」「生活相談」による一体的な見守りを提供しています。

2 すまいる住宅での区の支援

「すまいる住宅」の入居者（主に高齢者世帯）には、「電球による見守り」「緊急通報装置の設置」「ライフサポートアドバイザーによる生活相談」の見守りをを行います（下図）。



【見守りの内容】

- 電球による見守り(毎日の安否確認)

SIMが内蔵されたLED電球を住居内に設置し、24 時間のうちに点灯・消灯がない場合、あらかじめ区に届け出た指定連絡先へ異常を知らせるメールを送信することで、毎日の安否確認を行います。メール受信後の状況確認は、指定連絡先に実施していただきます。

- 緊急通報装置の設置(緊急時の対応)

住居内に設置する緊急通報装置のボタンを押すと、警備会社が 24 時間体制で対応します。入居者等からの通報はコールセンターにつながり、必要に応じて救急要請や警備員が駆け付ける等の緊急時対応を行います。また、週に 1 回電話連絡を行います。

- ライフサポートアドバイザーによる生活相談

福祉の資格を有するライフサポートアドバイザー(生活援助員)が、月 1 回程度のお伺い連絡や随時の生活相談を実施します。入居中の心身の異常等をいち早く察知し、適切な相談先をご紹介します。

3 「電球による見守り」の準備

「電球による見守り」を受けるには、指定連絡先となる方も以下の手続きが必要となります。なお、「緊急通報装置の設置」及び「ライフサポートアドバイザーによる生活相談」では、指定連絡先となる方に行っていただく手続きはありません。

(1)テストメールの受信

「電球による見守り」を行う事業者(ホームネット㈱)から、入居される方が登録した指定連絡先にテストメールを送信します。受信確認のため、テストメールに記載された URL にアクセスしてください。

※メールの受信設定をしている場合は、「@hellolight.jp」を受信できるように設定してください。

※区から指定連絡先へメール受信確認の連絡を行う場合があります。

(2)見守りの開始

受信確認完了後、区が電球を設置し、見守りを開始します。

4 入居中の注意事項

「見守り電球」は、24 時間のうちに電球の点灯・消灯がない場合、指定連絡先へ異常を知らせるメールを翌日午前 10 時に送信します。指定連絡先となる方は、次の事項を必ず守ってください。

(1)異常メールを受信した場合

異常を知らせるメールを受信した場合は、必ず入居者へ状況確認を行ってください。安否の有無にかかわらず、メール受信日の午後3時まで、文京区へ状況を報告してください。報告はメールでも構いません。

なお、緊急時の状況確認を迅速に行うため、できるだけ入居者から合鍵をお預かりください。

※区が指定連絡先に代わって状況確認を行うことはできません。

※電話による報告の場合、閉庁日は翌開庁日に報告してください。

※報告がない場合、区から指定連絡先へ確認の連絡を行うことがあります。

(2)1日以上不在にする場合

外泊・入院等で部屋を 1 日以上不在にする場合でも、異常を知らせるメールの送信を止めることはできません。そのため、入居者は必ず指定連絡先へ不在にする期間等を連絡することになっています。入居者から連絡を受けたら、区へ不在にする期間等を連絡いただくようお願いします。連絡はメールでも構いません。

↓メール作成

【報告先】 文京区 福祉政策課 福祉住宅係(03-5803-1220)
メールアドレス b-smile11@city.bunkyo.lg.jp



5 退去する場合

「すまいる住宅」を退去する場合は、設置した電球及び緊急通報装置を回収すると同時にメールの送信を終了します。指定連絡先となる方に行っていただく手続はありません。

6 連絡・問合せ先

【事業内容・手続きについて】

文京区福祉住宅サービス

文京区春日1-16-21 シビックセンター11階北側
03-5803-1238

【メール受信時・不在時の連絡先】

文京区 福祉政策課 福祉住宅係

文京区春日1-16-21 シビックセンター11階北側
03-5803-1220

メールアドレス b-smile11@city.bunkyo.lg.jp